

Q 大規模盛土造成地を公表した目的は何ですか。

A 大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただくことにより、市民の皆様に防災意識を高めていただくことを目的としています。

Q 大規模盛土部分は、どのように調査したのですか。

A 宅地造成前後の新旧地形図等を重ね合わせ、造成後の地盤の高さが造成前より高くなっているところで一定規模以上のものを、大規模盛土造成地としています。

Q マップに示されている箇所は危険ということですか？

A マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて、大規模に盛土された造成地が市域内にどれくらいあるか概ねの位置と規模を示したもので、その造成地が危険か否かに着目して抽出したものではありません。お住まいの地域の、防災情報の一つとして活用していただきたいと考えています。

Q 盛土造成地は、マップに示された箇所だけですか。

A マップでは、盛土の面積が3,000平方メートル以上である等の、大規模盛土造成地の要件を満たした造成地を示していますので、規模の小さい盛土造成地は存在します。

Q 今回の調査で大規模盛土造成地から外れた箇所は、安全であると考えてよいですか？

A 今回の調査では、ある一定規模以上の要件を満たした造成地を抽出したものであり、安全性の程度を示したものではありません。また、近年の豪雨に見られるように宅地被害をもたらす災害は地震だけではありません。

Q マップでは、自宅の敷地が大規模盛土造成地の範囲にあるかどうかよく分かりません。詳細な図面はありませんか。

A 公表したマップ以上の詳細な図面はありません。マップは造成前後の地形図等を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、地形図等の精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地の概ねの範囲を示したものになります。

Q 売買の際に、大規模盛土造成地に入っていることを、重要事項説明書に記載する必要がある  
ありますか。

A 宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3第1号において、重要事項説明書に「造成宅地防災区域の有無」を記載することとなっていますが、本市では、現時点で「造成宅地防災区域」はありませんので、大規模盛土造成地について、重要事項説明書に記載する必要はありません。

Q 大規模盛土造成地である土地に住宅等を建築することはできますか。

A 建築物の敷地が大規模盛土造成地であることをもって、建築が制限されることはありません。ただし、計画されている敷地が「市街化調整区域」にある場合には、都市計画法により建築が制限されるなど、他法令により建築が制限されることがあります。詳しくは、都市整備部建築指導課（017-752-8295）へお問い合わせください。

Q 宅地内の擁壁などに、変状が生じた際はどこに相談すればよいのか。

A 宅地内にある擁壁等の安全を確保することは、土地所有者の責務ですので、擁壁等の変状が確認された場合は、土地売買に関わった不動産業者などにご相談下さい。